令和5年第2回江北町議会(定例会)会議録														
招集年月日	令和5年3月3日													
招集場所	江 北 町 議 場													
開散会日時及び宣言	開議散会	令和令和						F前9時00分 F前10時58分		議	長	西原	好	文
応(不応)招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 〇 出席	議席番号	ļ	氏 名			出	力	議席番号	J	无	名		出欠	
	1	石	津	圭	太	0		6	三	苫	紀美子		\circ	
	2	江 !	江 頭 義 彦		彦	0		7	池	Н	和	幸	幸	
	3	金	丸	祐	樹	(\supset	8	吉	到	隆	幸	(\supset
× 欠席△ 不応招	4	井 .	Ŀ	敏	文	(\supset	9	渕 .	Ŀ	正	昭	(\bigcirc
▲ 公務出張	5	坂	井	正	隆	(0	10	西	亰	好	文	(\bigcirc
会議録署名議員	8番	可隆幸!		9 =	番	治上正		昭	1番		石津 圭 🌣		太	
	町	長	山	田	恭	輔	0	地域振り	興課長	武	富		元	0
地方自治法	副町	「 長	Щ	中	秀	夫	0	基盤整例		大	島	浩	_	0
第121条により	教育	· 長	拈	田		功	0	会計	室 長	Ш	﨑	久	年	\bigcirc
説明のため出席	総務政策	策課長	Щ	中	博	代	0	こども教	育課長	坂	元	弘	睦	\circ
した者の職氏名	町民生活	活課長	吉	原	和	彦	0	幼児教育セン	ター所長	西	哲 村 真由		美	0
	健康福	祉課長	一 ,	ノ瀬	和	義	0	学校づくり	推進室長	本	村	健一	郎	0
職務のため議場に出席	議会事務局長		武	富	和	隆							1	
した者の職氏名	書	記	百	武	久美	子								
議事日程	別紙のとおり													
会議に付した事件	別紙のとおり													
会議の経過		別系	氏のと	とおり)									

議事日程表

▽令和5年3月7日

- 日程第1 議案第3号 江北町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第2 議案第4号 江北町個人情報保護審査会条例
- 日程第3 議案第5号 江北町MCAコミュニティ無線施設の設置及び管理に関する条 例を廃止する条例
- 日程第4 議案第6号 江北町長、副町長及び教育長の給与に関する条例及び特別職の 職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一 部を改正する条例
- 日程第5 議案第7号 江北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一 部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 江北町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例
- 日程第7 議案第9号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第10号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第11号 江北町農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例
- 日程第10 議案第12号 江北町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例
- 日程第11 議案第13号 江北町基盤整備促進事業に係る受益者分担金徴収条例の一部を 改正する条例
- 日程第12 議案第14号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第16号 江北町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例
- 日程第15 議案第17号 江北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第18号 財産の無償貸付について

日程第17 議案第19号 令和4年度江北町一般会計補正予算(第9号)

日程第18 議案第20号 令和4年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補 正予算(第2号)

日程第19 議案第21号 令和4年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第20 議案第22号 令和4年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第21 議案第23号 令和5年度江北町一般会計予算

日程第22 議案第24号 令和5年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計予

日程第23 議案第25号 令和5年度江北町国民健康保険事業特別会計予算

日程第24 議案第26号 令和5年度江北町後期高齢者医療特別会計予算

日程第25 議案第27号 令和5年度江北町下水道事業特別会計予算

午前9時 開議

〇西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第2回江北町議会定例会会期5 日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、昨日の一般質問の中で渕上議員の質問に対する答弁について、山中総務政策課長 より答弁内容を一部訂正したいとの申入れがあっておりますので、説明をお願いいたしたい と思います。山中総務政策課長。

〇総務政策課長(山中博代)

おはようございます。冒頭お時間をいただきありがとうございます。昨日の渕上議員の一 般質問に対する答弁について、一部訂正をさせていただきたいと思います。

2問目の佐賀県立大学の誘致についての御質問の中で、県立の学校が県内にどことどこがないのかという問いがあったと思います。その問いに対しまして、県立の学校がないのは5町で、江北町、吉野ヶ里町、基山町、上峰町と玄海町、5つが県立の学校がないところといった答弁をさせていただいておりますが、玄海町のほうには唐津青翔高校があるというこ

とでございました。確認が不足しておりまして大変申し訳ございませんが、県立の学校がないというところのうちから「玄海町」を外させていただいて、「5町」と「5つ」という部分については「4町」と「4つ」ということで訂正をさせていただきたいと思います。

今後このようなことがないように慎重に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いい たします。

〇西原好文議長

山田町長。

〇町長(山田恭輔)

皆様おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

答弁者は私でありましたので、私のほうからも訂正の上、おわびをしたいというふうに思います。

昨日、答弁の中で、20市町のうち県立の教育機関がないのは僅か5つだけというふうに申 し上げておりましたけれども、大変失礼ながら玄海町にも唐津青翔高校がありました。結果 的には、県内20市町のうち県立の教育機関がないのは4つしかないということであります。 そういう意味では、改めてではありますけれども、ぜひこれを機会に江北町にも念願のとい いましょうか、県立の教育機関が開設されればということで、また議会と共に活動してまい りたいと思います。改めておわびして、訂正させていただきます。

〇西原好文議長

渕上議員よろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議事を進めていきたいと思います。

会期日程により、本日は総括審議、委員会付託となっておりますので、逐次議案の審議に 入ります。

お諮りいたします。議案第23号から議案第27号までは一般会計並びに特別会計の令和5年度当初予算に関するものであります。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき予算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第27号までは予算特別委員会を設置し、

審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開9時10分。

午前9時3分 休憩

午前9時10分 再開

〇西原好文議長

再開いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、江北町議会委員会条例 第5条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

予算特別委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり全議員10名を 委員としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会は全議員10名が委員となることに決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、予算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほどの休憩中に委員会において互選されておりますので、報告いたします。

予算特別委員会委員長に三苫紀美子君、副委員長に池田和幸君、以上のとおり互選されました。

では、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

日程第1 議案第3号

〇西原好文議長

日程第1. 議案第3号 江北町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題といたします。 質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番渕上君。

〇渕上正昭議員

皆さんおはようございます。1点だけです。

ここの指定管理者の、今回改正で一部改正になっておりますけれども、このことによって 何か講習なり、あるいは通知等々についての今後の計画があるのかないのか、そこをお願い したいと思います。

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

〇総務政策課長(山中博代)

渕上議員の御質問にお答えしたいと思います。

個人情報の保護条例が法の下に一体的に管理をされるようになって、町の個人情報保護条例のほうは廃止するような形になります。これに伴いまして、公の施設に係る指定管理者の 指定手続等に関する条例のほうも一部改正ということになります。

その中の研修、安全措置等の分で言われているのかと思っておりますけれども、特段、今のところは研修ということでは決まってはおりませんので、今後、必要な措置というところは考えていく必要はあるということで思っております。

以上でございます。

〇西原好文議長

渕上君。

〇渕上正昭議員

今回、法改正で罰則規定もうたってありました。そういうことで、個人情報のこういうふうなことになりましたよという文章だけではなかなか理解できないんじゃないかなというふうに思いましたので、このことについて、指定管理者の長、あるいは職員さんに、こういうふうになりましたよ、だから、ここの取扱いについては十分注意してくださいねというふうなものが何かあるのかなと思いましたので、これが4月からそういうふうになれば、やっぱり私はそういう関係する指定管理のところには周知等々をされたほうがいいんではないかと思いましたので、お聞きいたしました。

〇西原好文議長

答弁を求めます。山中総務政策課長。

〇総務政策課長(山中博代)

渕上議員の再質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、やはり関係する指定管理者のほうには、こういうことで変わりますというようなところをお示しした上で、注意していただきたいというようなところは周知をしたいと思っております。

以上でございます。(「分かりました」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第2 議案第4号

〇西原好文議長

日程第2. 議案第4号 江北町個人情報保護審査会条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第5号

〇西原好文議長

日程第3. 議案第5号 江北町MCAコミュニティ無線施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

質疑の方ありませんか。4番井上君。

〇井上敏文議員

皆さんおはようございます。今回、江北町MCAコミュニティ無線、この条例を廃止するということであります。これはMCA無線が防災無線に切り替わったということでありますが、この条例を廃止して管理運用規則という形でこれを進めていくということであります。

一般的に、町の施設については設置条例を設けるということで、このMCA無線も条例という形を取られたんじゃないかなと思うんですよね。内容的には、今回の防災無線、機能も同じでありますので、条例を設置しておったのをなぜ廃止して運用規則に変えたのかというのがちょっと分かりませんので、説明を願いたいと思います。

〇西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

〇総務政策課長(山中博代)

井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

さきの議案説明の折に、総務大臣のほうが作成、公表する電波法に基づく周波数の割当計画によりまして、従前のマルチチャンネルアクセスコミュニティ無線、略してMCAコミュニティ無線ということでございますけれども、アナログ方式の簡易無線の電波が令和4年11月30日に使用期限が到来するということで、新たにデジタル防災行政無線へ移行を行っているところでございます。

無線局を開設する場合においては、使用する電波の周波数によって総務大臣の許可を受ける必要があるということでございまして、これまでのMCA無線システムにおいては、緊急通信、そして一般通信のほか、住民の福祉の向上に資することを目的として、住民等も使用可能な電波を使用していたということでございます。場合によっては放送料の徴収も必要であったということで、公の施設として条例に規定して管理をしておったところでございます。これに対して、現在の防災行政無線については、周波数割当計画の公共業務用として、人命、そして財産の保護、治安の維持、その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設する無線局ということで、市町から住民の皆さんに対して直接、同時に緊急時の防災情報、

江北町の防災行政無線に割り当てられた電波を使用するということでございまして、住民の皆さんが利用することはできませんし、当然、利用料の徴収といったこともございませんので、公の施設とする必要がないということから、条例化はせずに管理運用規則による運用をするということで整理をさせていただいているところでございます。

そして一般の行政情報のみ伝えるシステムということであります。

以上でございます。

〇西原好文議長

井上君。

〇井上敏文議員

周波数が違うから条例じゃなくていいというのは、私ちょっと違うんじゃないかなと思います。周波数は電波の状況でそれは変わったということでありますが、ただ、行政が使うというのはMCA無線も防災無線も目的は同じことだと思うんですよね。先ほどMCA無線、商業用に使用できる電波ということでありますが、実際、商業用に使ったりはないんやないかと。町の公共の電波を商業用に使うというのは、私はいかがなものかなとは思っておるわけですけどですね。周波数が変わったから条例は要らないですよというのは、なかなかぴんとこないんですよね。

〇西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

〇町長(山田恭輔)

御存じのとおり、住民の利用に供する施設については、設置及び管理に関して条例を定めなければならないということになっています。これまでのMCAコミュニティ無線というのは、まさにコミュニティ無線なものですから、行政が利用するだけではなくて、住民、または先ほど課長が言いましたように、商業利用というのが実は認められておりましたので、もし商業利用をしてもらうときには町が手数料、使用料を取らんばいかんわけですね。使用料を取るためには、これまた条例で定める必要があるということで、当時の整備の経過を改めて調べておりますと、町が施設であるというふうにすることで使用料が徴収できる。要は、順番でいけば商業利用が想定をされたと。商業利用するためには使用料を取らんばらん。使用料を取らんばらんためには条例をつくらんばらんし、公の施設として位置づける必要があるということで、当時、わざわざというんですかね、施設という位置づけを町でしたということだそうです。

ただ、今、御指摘あったとおり、設備そのものは、もちろん中身は変わっていますけど、 基本的に変わっていないんですけれども、今回いよいよ使う電波によって、まさに行政無線 で行政以外は使うことができなくなりましたものですから、当然、商業利用を想定されませ んし、手数料を取る必要もありませんし、どちらかといえば本来設備であったものですから、 今回わざわざ条例まではつくらなくするというふうに整理をさせていただいているところで あります。

だから、どっちが正解ということではないんですけど、物を見れば、それそのものは設備

ということでもよかったんではないかと思いますけど、以前、MCAがそうした商業利用を 想定されていたものですから、公の施設として位置づけをする必要があったものですから、 条例をつくっていたというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

〇西原好文議長

井上君。

〇井上敏文議員

MCA無線は商業用にも使えるということで、商業用に使うとすれば使用料が発生すると。使用料の徴収をしていかなければならないということですが、このMCA無線の設置条例について、使用料についてうたってあるのかなと思ったんですね、MCA無線を商業用に使いますよと。使った場合には幾らの使用料を払わなければならないというのがうたってあるのかなと思ったんですよね。なぜこれを条例じゃなくて運用規則に変えたのかですね。条例そのままでよかったんじゃないかなという疑問があります。

その中で、MCA無線の設置条例と今度の運用規則を考えれば、前、MCA無線というのは運営委員会というのがあったですね。MCAコミュニティ無線運営委員会みたいなのがあったと思います。今回はその運用規則についてはないと。これを外した理由がよく分かりません。MCAコミュニティ無線運営委員会みたいなのが今回ないというのと、もう一つ、振り返ってみれば、無線については江北町が有線放送以来、ずっと有線放送から無線放送に切り替わってきたわけですけど、切り替わったたびに、この設置条例、廃止をしなくて設置条例をしていたんじゃないかなと思うんですけどですね。その辺のいきさつを教えていただきたいので、もし設置条例で、前、防災無線があって、そしてオフトークに変わって、そしてMCA無線に変わって、そして防災無線に今度替わっとるわけですね。この防災無線の放送の在り方は従来と一つも変わらないわけですけど、今回廃止にされた。MCA無線以前、オフトークとか、その前、防災無線と言っていましたですかね。そのときに設置条例があって、引き続き名称だけ変えてやっていたんじゃないかなという気がしていますけど、その2点をお伺いしたいと思います。

1点目は、今までずっと条例を引き継いで、名前だけ変えて設置条例をつくってきたんじゃないかなというのと、MCAコミュニティ無線運営委員会というのを今回外した理由、それをお伺いしたいと思います。

ただいまの質問に対し答弁を……(「暫時休憩」と呼ぶ者あり) 暫時休憩をいたします。

午前9時26分 休憩午前9時30分 再開

〇西原好文議長

それでは、再開いたします。

答弁を求めます。山中総務政策課長。

〇総務政策課長(山中博代)

井上議員の再質問にお答えしたいと思います。

これまで条例で管理されていたものを、なぜ防災行政無線の管理規則のほうに変えたかということであります。 1 点目ですね。

それについては、先ほど申しましたように、手数料についてはMCAコミュニティ無線施設の設置及び管理に関する条例の第5条第5項に、「商業宣伝等の連絡に関する業務」ということで通信業務のほうが定められております。これに対して、MCAコミュニティ無線施設の設置及び管理に関する条例施行規則のほうで、「条例第5条第5項の規定に基づく放送を依頼する者で、営利を目的とした放送を依頼する場合は、1日につき1,050円の放送料を事前に納付しなければならない。」ということで定めがあります。これに基づき運用をしていたということでございます。

あともう一つが、運営委員会のほうが今回ないということでありますけれども、まず、運営委員会というのが有線放送を導入される際に番組を作成されていたということで、その番組の内容を協議するものとして、まず、運営委員会を規程で定められていたようです。

今回、この防災行政無線については、町のほうから住民のほうに直接、緊急情報と一般行政情報を情報伝達するのみの使用しかできないということでございますので、運営委員会規程については今回定めていないということでございます。

〇西原好文議長

今まで設置条例はずっと名称を変えてあったものを、なぜ今回廃止するのかについて回答 を。

答弁を求めます。山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

この件につきましては、条例の審査会があるんですけれども、その中でも話をしました。 その中で、今までと同じに、井上議員の言われるように条例そのままする方法もあったんで すよね。ですけれども、担当としては条例までつくる必要はないというようなことから、 どっちでも正解だと思うんですよね。でも、今回については商業放送等をする必要もないと いうふうなことから、条例までせんでいいという担当課の考え方の中でするということでし たので、私としては課のほうに一任というですか、考え方を合わせたということでございま す。

ですから、井上議員が言われるように、絶対されんということもないし、どっちでもよかったんですよね。そしてまた、ほかの町でも、あるところとないところとあります。ですから、どっちでもいいと思うんですよね。それは担当者の考え方、今から防災無線としてやっていく考え方の中で、必要がないということで整理をしようということで条例は外したということです。前は確かに名前が変わるたびに条例のところの名前だけを変えてしていたんですけれども、今回は今までの考え方と少し変わるということで、条例じゃなくて規則を設けてやったということです。

中を見れば規則も条例と変わらないような内容ですので、条例にしてもよかったんじゃないかと思うんですけれども、そこは総務政策課の考え方を尊重していただきたいということで決定したところです。

以上です。

〇西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

〇町長(山田恭輔)

今、副町長答弁しましたけど、ちょっと聞こえ方によっては、何か武雄市のこの間の防災 無線の話のような感じになってしまうといけないなと思います。というのは、あくまでも今 申し上げたのは我々庁内の検討状況の話なので、最終的に今回条例を廃止するということは 我々執行部として決めたことであるものですから、当然廃止をする前提で御説明をせんばい かんと思います。

そういう中で、先ほどから申し上げているとおり、また副町長も言いましたけれども、実際、条例までつくっているところとつくっていないところとあります。つくっているところ

については、多分私どもと同じように、これまでずっと手数料を取らんばいかん関係があって条例をつくってきたし、そして、今回も単純にといいましょうか、条例の名前を変えてしたということだというふうに思いますが、そもそも条例が要るのかということを私どもなりに検討した上で、条例として制定をせんばいかん条件がなくなったものですから、今回、単純に廃止をさせていただくということであります。

ただ、先ほどMCAコミュニティ無線運営委員会の答弁については少し不十分だというふうに思います。常任委員会に入る前、また明日から予算特別委員会で、全議員そろわれておるものですから、よろしければ予算特別委員会中にきちんと御説明をさせていただくということで、私が委員会付託をお願いするのはちょっと違うのかもしれませんけれども、少しお時間を頂戴できればというふうに思いますが。

〇西原好文議長

井上君。

〇井上敏文議員

商業用に利用しているから設置条例の中にうたって、規則にもうたってあると。それは理 解できましたが、後でまた報告があると思います。

何で今回の質問なのかですね。今まで設置条例でずっと来ていたのが、なぜ今回廃止をされたかと。廃止の理由は何ですかと聞いたところ、県内には条例でしてあるところもあるし、要するに規則でしてあるところもあると。どっちでもいいというふうなことであったんですけど、どっちでもいいなら、そういうふうに廃止して規則にせんでも、名称だけ変えればいいんじゃないかと。名称の変更ということで議会にかけてもよかったんじゃないかなというふうな疑問を持ちましたので、質問をしたわけです。

もう一つ、MCAコミュニティ無線の運営委員会みたいなのがありました。前もオフトーク運営委員会というのもあったと思います。商業用施設だから運営委員会があったというふうなことではなかったかと思うんですよね。だから、運営委員会というのは町民の声を聞く場であったと思います。この無線は町の防災行政を進める上で大変重要な施設であります。不具合があってはいけないと思うんですね。そういう中で、運営委員会でも各地域の無線状況とか、あるいは委員さんが地域の話を聞いて、そこで議論されているというふうなことであるかと思います。だから、MCAコミュニティ無線運営委員会みたいなものを廃止しなくて存続して、町民の声を聞いていくというふうなこともいいのではないかというふうなこと

で、なぜ今回、規則にして、そういうふうに簡略化みたいな形になったのかというのが疑問 であります。防災無線というのは大変重要な町の施設でありますので、その辺のところの説 明を後でしっかりしていただければと思います。

以上です。

〇西原好文議長

先ほど町長からも提案がありましたとおり、常任委員会に入る前にある程度説明ができる ような形にしていただきたいと思います。

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第6号

〇西原好文議長

日程第4. 議案第6号 江北町長、副町長及び教育長の給与に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第7号

日程第5.議案第7号 江北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番渕上君。

〇渕上正昭議員

参考資料の7ページでお尋ねをいたします。

今回の改正内容の中に、災害の出動の場合、費用弁償として時間に関係なく1回当たり900円の支給と。これを報酬体系として出動報酬を創設するということになっています。時間的に2時間までとか、2時間を超えて4時間まで、4時間を超える場合というふうで報酬の額が定められておりますけれども、これは災害の時間というものをどういうふうに、例えば、格納庫から出て出動して、そして、災害が済んで格納庫まで戻るこの時間。お仕事場から来る場合もありますけれども、ただ、例えば、火災でいえば、現地、現場のほうに行って消火をして、そこで一応終わるという、その時間なのかですね。その時間の組み方はどういうふうになっているかということを聞きたいと思います。

〇西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

〇総務政策課長(山中博代)

渕上議員の御質問にお答えしたいと思います。

出動の始まりの時間と終わりの時間ということでよろしいでしょうか。例えば、火災の場合においては、火災発生時刻(118ページで訂正)から、あと鎮火後に発生地区の管轄部が再燃等の警戒のために現場にとどまる場合はその終了時間までということで、基本的には解散命令の時刻までということでありますけれども、再燃の警戒のためにとどまる場合はその終了までということで考えているところでございます。

以上でございます。

〇西原好文議長

渕上君。

〇渕上正昭議員

今は火災ですよね。火災にしても、ほかの災害にしても、どちらにしても、出動要請が あって、そして現地に――本当は発生をして、それから出動するわけですよね。だから、そ の移動時間も基本的には入るんではないかなとちょっと思いました。

ただ、今の答弁では、要するに災害発生から解散するまでということは、例えば、発生しました、出動をお願いしますと言って格納庫から出動しました。そして、火災でいえば、現場のほうで鎮火がいたしました、ここで解散しますというその時間までということで理解していいんですか。現地に行って、そこから活動して、その活動が終了して解散というところまでが対象になるのか、ちょっとそこをお願いします。

〇西原好文議長

答弁を求めます。山中総務政策課長。

〇総務政策課長(山中博代)

渕上議員の再質問にお答えいたします。

消防の車庫に向かった時刻ですね。すみません、先ほど火災発生と申し上げたと思いますけれども、その移動の時間ということであります。消防団長のほうからの命令があって、そして消防の車庫に向かった時刻から、基本的には解散命令の時刻までということで考えております。災害時、火災以外の出動についても、団長の命令があった時刻からということであります。

以上です。(「暫時休憩いただいてもいいですか」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

暫時休憩いたします。

午前9時47分 休憩午前9時52分 再開

〇西原好文議長

再開いたします。

答弁を求めます。山中総務政策課長。

〇総務政策課長(山中博代)

すみません、ちょっと分からない答弁をしてしまって申し訳ございません。

ちょっと整理をさせていただいて、出動の始まりの時間というのは出動の命令があった時間から、あと終わりの時間というのは解散命令の時間、時刻までということでございます。 以上でございます。

〇西原好文議長

渕上君。

〇渕上正昭議員

解散命令が出たということは、恐らく現地のほうで解散するということにしますよね、本来は。ただ、格納庫から車両で来て、そして現地から帰るわけです。ちょっと私が報酬と違うことを言うか分かりませんが、報酬は出動命令から解散命令のあったところまでが報酬の時間と。今度、現地で解散命令をして、皆さん格納庫なり、公用車で帰りますよね。それは公用車で事故ったときの取扱いとしてはどういうふうな取扱いをされるんでしょうか。ちょっとすみません、報酬とは若干違いますけど、そこのところがどうなのかなというふうに1つ思っていますけど、ちょっと関連ですみませんが、教えてもらっていいですか。

〇西原好文議長

答弁を求めます。山中総務政策課長。

〇総務政策課長(山中博代)

渕上議員の再質問にお答えしたいと思います。

解散命令の後、消防車に乗って消防の車庫に戻るまでの分の保険とかについては、その分は当然、消防車に乗ってからの事故があった場合には保険の対象にはなるということでございます。

現場に自家用車で直行された場合には、その自家用車に対する保険というのは今ないとい うことでございますので、消防車についてはあるということでございます。

以上でございます。

〇西原好文議長

渕上議員。

〇渕上正昭議員

分かりました。実は、火災の場合とかであれば特になんですけど、現場のほうで活動いたします。そうすれば、積載品であったりとか、車両であったりとか、当然今もされていると思います。現場から格納庫まで帰って、そこで、あるいはその途中で車の清掃なり、それから積載品の整理とか、そういうものが当然必要になってくるわけですね。だから、あくまでもこれは出動ということでありますので、その辺は少し加味してやらないといけないんじゃないかなというふうには思います。その辺まで考慮していただいて出されるんだろうとは思いますけど、その辺は認めていただけるんでしょうかね。どうでしょうかね。後片づけとか、

そういう時間ですよね。おおむねどれぐらいというのは大体分かりますので、その辺は入れていいのか悪いのかということなんです。

〇西原好文議長

答弁を求めます。山中総務政策課長。

〇総務政策課長(山中博代)

渕上議員の再質問にお答えしたいと思います。

当然、消防車に乗って帰って後片づけをしてというところまでは消防団として活動していただくものということでございますので、その辺のところまでは見ることは可能ということで考えております。

〇西原好文議長

解散命令というのは、現場で団長が解散命令するたいね。その後のことば渕上議員は聞き よんさあわけたい。消防車庫に帰って、ホースば洗浄したりだとか、いろんな作業のあろう。 それまでを出動報酬の対象とするなら解散命令じゃなかもん。そいけん、そこはちょっと後 でまた。 (「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり)

答弁を求めます。山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

実際、現場に行くまで半時間とか、消火等をするのが1時間とか、あと半時間とか、ケースによって1時間で済んだりとか、3時間ぐらいかかる、いろいろ場所というか、時によって違うと思うんですね。そういうようなことから、前は1回ということであったと思うんです。1回出動の900円ということであったんですけれども、それでは出動された方の暇を潰して来られる中で、もう少し上げにゃいかんというようなことから考えたわけでございます。1回じゃなくて、ある程度火災で小さい火災やったら2時間ぐらいで、出動まで半時間、そして実際1時間ぐらいで消火もして、そして半時間ぐらいで撤収するぐらいで、大体小さい火災は2時間ぐらいだろうと。そして、ちょっとした火災は半日ぐらいかかるだろうとか、大きな火災だったら1日以上かかるだろうとかいうことで、3段階ぐらいで分けたほうがいいんじゃないだろうかということで、小さい火事も大きい火事も同じではどうかなということの中で、この2時間と、4時間までと、4時間超える場合というようなことで考えてしたわけです。ですから、消防に当然従事する時間は、町としての保険とかなんとかについても考えていく必要もあるし、保険に加入していないというようなことをちょっと言ったんです

けれども、私は加入しているんじゃないかと思ったんです。やっぱり災害等に対する活動をしてもらった場合については、町としては保険として掛けておく必要があると思うんですよね。その辺は、ちょっと私そこまでよく分からないんですけれども、当然そういうようなことで消防に対して出た場合については町としての責任があるから、それについてはやっぱりあるべきだと思っています。ですから、議員言われるように、ここからここまでじゃなくて、実際従事した場合については町として何らかの対応をするべきだということで、最終的には中身的に確認をいたしますけれども、そういうことになっているだろうと思っています。

〇西原好文議長

以上です。

答弁を求めます。山田町長。

〇町長(山田恭輔)

先ほどの議案もそうですけど、こうした公式の議案審議の場で、こうやって何度となく暫時休憩を挟ませていただかなければいけないと。しかも、先ほどから御質問いただいているぐらいのことと言うぎ失礼ですけど、当然条例を上げるからには想定しとかんばいかんことなんですよね。実際想定していたんですけどね。今回も議案をたくさん提案させてもらっています。後ろのほうには、例えば、江北町特定教育・保育施設とかありますけど、こういうのは、言ってみればお国の法律が変わって、ほぼ自動的にせんばらんことが決まっていて、それはある意味、うちで何か、もちろんうちの施設に当てはめることはせんばらんかもしらんばってん、いろんな検討とかほぼ必要ないわけですよ。単純作業をするわけです。何とか法の改正に伴い、うちの条例の文言ば変えんばらんとか、かつてはそんなのばっかりだったです。地方分権と言われる前は全部国が決めてくれていましたから。国が決められたとおり、うちも条例ば直せばよかという作業をしていただけなんですけど、やはり今、地方分権、地域主権、時代はそうばかりではありません。

今回、例えば1番の個人情報保護は、ほぼこれはひな形どおりしているだけなんですけどね。MCAコミュニティ無線の条例を本当に廃止するのかどうなのか、廃止していいのかどうなのかとか、報酬もそうですよね。14年ぶりに報酬審を開かれて、何でこの額でいいのかとか。それと、今の話もですけど、消防団員の定員とか、今回の手当も別に法律が変わったからじゃなくて、町の発意で、町が必要性を感じて、町で条例をつくっているんですよね。それに答える材料は我々がきちんと本当は持っておかんばいかんし、そのくらい、言ってみ

れば政策的にというか、独自で条例を上げるというのは大変なことだし厳しいことであります。

今回、例えば、手話言語条例も提案する予定にしておりましたけれども、なかなか我々が 責任を持って提案して説明ができるまでの熟慮がまだ足りていないなということで、今回、 提案は見合わせさせていただいたわけですけれども、やっぱり一般質問のときじゃないです けど、ある意味、旧態依然というのは当たっているかもしれません。昔のお国から、県から 来たとば、そのまま転写してする作業にあまりにも慣れ過ぎていて、それが本当の我々がせ んばらん仕事だとある意味誤解している向きがまだあります。だから、こういう条例という のは、本当は我々が答えきらんなら誰も答えてくれないし、国に聞いたって分からんしとい うぐらいの万全の準備と想定をして臨まないといけないというふうに改めて反省をします。

だって、この条例ができたら、先ほどあったように、これに基づいて出動したり、手当を 払ったりするときに、いざその段になって、いや、ここまでにしとったばってん、やっぱり 気の毒かけんが払っていっちょこうかのとか、そがんことできんわけですから、そのぐらい 大事な条例という認識が我々に不足していたのは本当に反省をするところであります。

その上で申し上げますと、例えば、職員の時間外勤務の手当の出し方というのも、これはある意味決めようなんですよね。私、恥ずかしながら、今、江北町の時間外勤務手当の出し方がどうなっているか、詳細は実は把握をしておりませんけど、例えば、県庁なんかの時間外勤務の出し方で、公用車を運転するときに一緒に乗っとった者は、県庁に帰る途中の時間外勤務手当は出ないんですよね。ただ、運転をしている、引率とかいうようなときには出るようにしましょうというようにやっぱりきちんと決めてあります。ただ、それはそれとして、手当の支給上の勤務の時間と、実際、拘束時間とか、例えば、公務災害の対象となる時間というのは当然違うわけであります。あくまでも手当は、我々が何に対して払うかというのはきちんと決めておかないといけないわけですよね。

一方で、例えば、工場なんかはタイムカードで管理をされていますから、工場に行って、ガチャッとして、そして中で着替えて、そして準備ばして、そして帰りも5時に工場がジーッと鳴って終わって、それから着替えて、そしてタイムカードを押すまで、いわゆる拘束時間イコール勤務時間ということでされているようなところもあるというふうに思います。だから、これはあくまでも決めようだし。ただ、その決めるのは我々なものですから、さっきあったように、スタートの時間がああでもないこうでもない。しかも、御質問いただいた

ら、それならそこまで見らんばいかんですねとか、そういうことではやはり条例そのものが 制定できないし、何よりも施行ができないというふうに思います。

当然、今回きちんとやっぱりそこを、もしかすると考え方が少し違っていて、いや、現場で解散命令した後も、そがんやって片づけとかが一定やっぱり拘束というか、いわゆる業務として見ていいものがあるんじゃないかという御質問は御質問として受けさせていただいた上で、我々は既に条例を上げているということは決めているということなものですから、そこはやはり手当の支給管理上こうさせていただきたいというふうに答弁を本当はすべきだったというふうに思います。

ただ、いずれにしても、先ほどから前の条例もこの条例もそうですけれども、きちんと整理をさせていただいて、その取扱いというか、運用のところまで常任委員会に付託をされる前に説明を併せてさせていただけないかというふうに思います。

〇西原好文議長

渕上君。

〇渕上正昭議員

今回そういうふうにして団員の皆さん方に対しての手当をつくっていただいたというのは、 本当に町民の一人としても大変うれしい限りです。その上で、ちょっとお聞きしとったわけ ですけど、そこら辺を、ある程度対象になる出動時間帯を決めておかないと、いろんなとこ ろで違いが出てきたら困るものですから。

それともう一つ言ったのは、例えば、現場で解散ということであれば、そこはそことして、その車両に乗ってきた、格納庫に行って後片づけをするということやったら、そこに15分なりとか、幾らとか、そういうものをある程度決められとったほうが、団員の皆さんがするときもちょっと分かりづらいんだろうなと思ったものですからね。その辺はまたしっかりと協議をされて、ある程度一定の、拘束時間と言ったらいかんですけど、災害現場で従事されている皆さんの出動時間のルールを決められとったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いしときます。

以上です。終わります。

〇西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。5番坂井君。

〇坂井正隆議員

関連で1つだけお伺いをします。

災害、この19ページの表では、2時間とか3時間、4時間を超えるものとか、いろいろ載っておりますけれども、火災において、私、上小田地域ですけど、火災が発生した場合、堤の水役さんというのが深夜にもかかわらず出動して堤の開栓をしていただくと。開栓してからは、やっぱり水が要らなくなるまで現場におって巡回をされておる実情です。そういう方にもこういう手当をぜひ考えていただきたいんですけど、場所違いかも分かりませんけど、関連で質問をして、そういう方にも出動手当というか、何かそういうものは考えられないか、お伺いいたします。

〇西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

〇町長(山田恭輔)

以前、上小田で火災が発生したときに現場で坂井議員にお会いして、今御質問いただいた 趣旨のことをお話しいただいておりました。御自身でもおっしゃったように、団員の手当と は別に、そうした手当を支給する必要があるかどうかも含めて、それこそ一般質問じゃない ですけど、検討してお答えをさせていただきたいと思います。これはちょっとこの議案とは 別に管理をさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

〇西原好文議長

坂井君。

〇坂井正隆議員

私、回答が出るまでには議員を辞しておりますので、上小田地域の誰かにでも、区長さん あたりでも結構ですから、よろしくお願いしときます。

〇西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は常任委員会に付託することに決しました。 ここでしばらく休憩いたします。再開10時20分。

午前10時11分 休憩

午前10時20分 再開

〇西原好文議長

再開いたします。

日程第6 議案第8号

〇西原好文議長

日程第6. 議案第8号 江北町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

〇池田和幸議員

今回の条例の改正は重度心身障害者の件ですけれども、参考資料の8ページに説明があります。知能指数35以下の者から判定結果がAに該当する者という形で今回改正の内容が書かれていますけれども、そのAというのが、もともと知能指数がおおむね35以下ということで改正に対しての必要性でうたってありますけれども、同じようなことなので、この改正する意味がよく分かりませんでしたので、説明をお願いしたいと思います。

〇西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。一ノ瀬健康福祉課長。

〇健康福祉課長 (一ノ瀬和義)

池田議員の質問にお答えいたします。

今までは重度知的障害者の方の判定には知能指数35以下で判定しておりました。ただ、今回、療育手帳の判定Aを加味して、日常生活の送り具合、生活できるかどうか、結果を加味して、重度であるAの判定の療育手帳を持たれた方を対象にするというふうになっております。

以上です。

〇西原好文議長

池田君。

〇池田和幸議員

そしたら、知能指数のことは、おおむね35以下というのは変わらないということですよね。 (「はい」と呼ぶ者あり) それプラス、日常生活の介助等が必要な方ということでいいんで すかね。(「はい」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

よろしいですか。(「分かりました」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第9号

〇西原好文議長

日程第7. 議案第9号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第10号

〇西原好文議長

日程第8. 議案第10号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第11号

〇西原好文議長

日程第9. 議案第11号 江北町農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

〇池田和幸議員

これも参考資料のほうの13ページに改正内容で10個書いてあります。その中の7番に下惣のことが書いてありますけど、これが平成25年からの要望か何か、説明会であったと思いますけど、この規定で全て同じような時期に建てられてあるのか、その辺のほかのところの違いをお願いしたいと思います。

〇西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。大島基盤整備課長。

〇基盤整備課長 (大島浩二)

池田議員の質問にお答えいたしたいと思います。

農村公園の整備時期でございますけれども、昭和61年度から平成4年度にかけて整備をされております。ゲートボール場目的ということでですね。ですので、どこの農村公園も30年経過しているという状況でございます。

以上でございます。

〇西原好文議長

池田君。

〇池田和幸議員

ちょっと今後のことを考えると、こうやって一例ができましたので、ほかの農村公園もそ ういう要望が来た場合にどのような対処をされるのか、お願いしたいと思います。

〇西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。大島基盤整備課長。

〇基盤整備課長 (大島浩二)

池田議員の再質問にお答えいたします。

農村公園につきましては実際10か所ございます。基本的には公民館に併設されている農村公園、また、公民館から離れている農村公園もございます。10か所のうち4か所が公民館から離れている農村公園でございます。

農村公園の利用状況を確認させていただきました。もちろん公民館に併設されている分につきましては、公民館と同時に使用されているということもあります。離れている4か所のうち3か所については、やはりゲートボールであったり、グラウンドゴルフであったり、今も利用されておりますので、今のところ相談はございません。

ただ、下惣農村公園につきましては、説明をさせていただきましたとおり平成25年度から相談があっておりまして、実際離れていることもある、地区での管理も難しい、実際利用ができていないということで、この廃止までに約10年近くかけて協議をしております。

先ほど質問がありましたように、ほかの農村公園のほうでも、例えば、全く利用がされない、地元のほうでも管理が難しい、何とかしてほしいという相談があれば、同じように対応 したいというふうに考えております。

以上でございます。

〇西原好文議長

池田君。

〇池田和幸議員

答弁を聞きますと、今、ゲートボール場とかグラウンドゴルフで利用されているところが多いと言われたんですけど、そうなると農村公園じゃないんじゃないかと私は思います。これは、もしよければ、例えば一括して区にそういう形に提供――提供の仕方もいろいろあると思いますけれども、財産的なことがあるので、その辺は少し考えていかないと、やはり農村公園として補助をもらって最初されたと思うので、それが今、農村公園じゃなく、区の私的と言ったらおかしいですけど、グラウンドゴルフとかゲートボールに関しては区のほうで

活用されているということであれば、そういう活用の公園というよりは何か区の持ち物みたいなことに、その辺は今後検討と思いますけれども、その辺は考えていくべきじゃないかなと思いますけど、いかがですかね。

〇西原好文議長

答弁を求めます。大島基盤整備課長。

〇基盤整備課長 (大島浩二)

再質問にお答えいたします。

条例をつくりまして、行政財産ということで町のほうで管理をいたしております。実際、 おっしゃられるように、地元のほうから要望があればということではございますけれども、 国庫補助、県補助、町も費用を費やして整備をしている公園でございますので、基本的には やはり行政財産として町で管理していくべきかなというふうに思っております。

以上でございます。

〇西原好文議長

池田君。

〇池田和幸議員

今、町で管理をしていくんですか。じゃないと思いますけれども、どうですか。

〇西原好文議長

答弁を求めます。大島基盤整備課長。

〇基盤整備課長 (大島浩二)

申し訳ございません。地元のほうで管理をしていただいておりますので、管理は地元のほうでお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇西原好文議長

池田君。

〇池田和幸議員

私が言ったのは、そうやってグラウンドゴルフとかゲートボールをされているんだったら、 管理も含めて地元の方でされているんでしたら、今後はそういう活用でされるので、これが 農村公園という名前を何年まで使わないといけないのかとか、自由に使えるようなふうに今 なっているのか。ちょっと自分もこの件に関しては調べていないですけれども、その辺は今 後、区の方が使いやすいようにしていただきたいと思います。

以上です。

〇西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第12号

〇西原好文議長

日程第10. 議案第12号 江北町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

〇池田和幸議員

この件に関しては、議案第12号に関してはよく分かります。

ちょっと関連でですけれども、「老人」を「高齢者」に改めるということ、ほかの施設に 関してはどうなるのか、もし答えることができるようでしたら。例えば、うちには老人福祉 センター等もあります。そういうほかの住宅以外に「老人」という言葉を使ってあるのに関 してはどうなるのか、お願いしたいと思います。

〇西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。大島基盤整備課長。

〇基盤整備課長 (大島浩二)

池田議員の質問にお答えいたします。

今回の分につきましては、町営住宅の取扱いが「老人」から「高齢者」に変わったという ことで「高齢者」に変更しております。例えば、老人福祉センターのような「老人」の名称 まで「高齢者」に変えるというものではございません。ほかにはございません。 以上でございます。

〇西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

〇町長 (山田恭輔)

ちゃんとはっきり言えばいいんですけどね。だから、本来ならもっと前にほかのに合わせて「高齢者」に改正すべきだったところが漏れていたものですから、今回この条例だけ「老人」が残っていたということやろう。だから、そう言えば、ほかにはないということなんですけど。ただ、先ほど御質問いただいて、ははあ、江北町、老人福祉センターは老人のままばいなとちょっと思いました。これは施設の名前なので、当然法律の文言とは違いますけれども、そうなると、やはり今の時代、老人福祉センターという名前もどうなのかなということを今少し思いましたものですから、これは当然別途ですけど、少しそういうことも考えんといかんなと思いました。

以上です。

〇西原好文議長

よろしいですか。(「よかですよ」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第13号

〇西原好文議長

日程第11. 議案第13号 江北町基盤整備促進事業に係る受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第12 議案第14号

〇西原好文議長

日程第12. 議案第14号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第13 議案第15号

〇西原好文議長

日程第13. 議案第15号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第14 議案第16号

〇西原好文議長

日程第14. 議案第16号 江北町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑の方ありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第15 議案第17号

〇西原好文議長

日程第15. 議案第17号 江北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第16 議案第18号

〇西原好文議長

日程第16. 議案第18号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第18号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第17 議案第19号

〇西原好文議長

日程第17. 議案第19号 令和4年度江北町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第19号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第18 議案第20号

〇西原好文議長

日程第18. 議案第20号 令和4年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正 予算(第2号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第20号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第19 議案第21号

〇西原好文議長

日程第19. 議案第21号 令和4年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第20 議案第22号

〇西原好文議長

日程第20. 議案第22号 令和4年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題 といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第21~第25 議案第23号~議案第27号

〇西原好文議長

日程第21. 議案第23号 令和5年度江北町一般会計予算から日程第25. 議案第27号 令和

5年度江北町下水道事業特別会計予算までは、先ほど既に予算特別委員会に付託し、審議することに決しておりますので、ここでの審議は省略したいと思います。

しばらく休憩いたします。再開10時55分。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

〇西原好文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び予算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。武富局長。

〇議会事務局長(武富和降)

それでは、今期定例会、各常任委員会及び予算特別委員会の付託議件案について報告させていただきます。

令和5年3月議会定例会委員会付託議件(案)

○総務常任委員会付託分

議案第 3 号 議案第 4 号 議案第 5 号 議案第 6 号 議案第 7 号 議案第 14号 議案第 15 号 議案第 16号 議案第 17 号 議案第 18 号

議案第19号 歳入全部 歳出のうち 款1 議会費 款2 総務費のうち議会事務局、総 務政策課、会計室、町民生活課及びこども教育課所管 款3 民生費のうち町民生活課及び こども教育課所管 款4 衛生費のうち町民生活課所管 款9 消防費 款10 教育費 款 12 公債費 款13 諸支出金

○産業厚生常任委員会付託分

議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号

議案第19号 歳出のうち 款 2 総務費のうち地域振興課所管 款 3 民生費のうち健康 福祉課所管 款 4 衛生費のうち健康福祉課及び基盤整備課所管 款 6 農林水産業費 款 7 商工費 款 8 土木費

議案第20号 議案第21号 議案第22号

○予算特別委員会付託分

議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 以上でございます。

以上のとおり各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時58分 散会